

京都大學經濟學會

# 經濟論叢

第六十(一)卷 第六號

イギリス労働者階級窮乏化の一斷面……………岸本英太郎

イギリス炭鐵業と労働者階級……………前川嘉一

トーマス「初期工場立法」……………片岡昇

---

昭和二十六年十二月

## トーマス「初期工場立法」

M. W. Thomas, "The Early Factory Legislation" 1948

## 片岡昇

## 一 はしがき

英國の工場法史に關して通常標準的テキストとして使用せられるものとして、B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation* (以下英國工場法史として引用する)があるが、立法發展の過程を詳細にあとすけたものは本國たる英國においても極めて數少いとわかれてゐる。本稿は、Maurice Walton Thomas, *The Early Factory Legislation, A Study in Legislative and Administrative Evolution, 1948*, の紹介である。この書物は時代を十九世紀の初めから五十年代迄に限定し、主として議會の議事録、工場監督官の報告書、各種討論會の記録、個人の日記、往復文書その他各種の著書、パンフレット等の豊富な資料に據つて書き上げられたものである。先進資本主義國たる英國において、社會立法發展の最初の段階を特徴すけかつ各國に範

型を與えた工場法が、如何なる過程を通じて生成せしめられて行つたかをみる上に、本書は甚だ貴重な文獻といわなければならぬ。

本書は、本文十八章及び附録その他から成つてゐるが、紹介の都合上本文の章別にはとらわれないで便宜に項目を設けて説明することとした。又本格的な工場法の最初とみられる一八三三年法以前の工場法(一八〇二年、一八一九年、一八二五年、一八二九年、一八三一年の各法律)については最初の二章が當てられてゐるのみであり、本書がその副題の示す如く、行政的發展の面から工場監督官の活動を中心として敘述することに重點が向けられてゐるともいえる上に、「英國工場法史」によつてもほぼ同様の説明を得ることができ、又筆者も別の機會に若干ふれたこともあるので(英國初期の工場法と救貧法「法學論叢第五十七卷第三號参照」、ここでは専ら一八三三年法以後に

ついで出來得る限り詳しく著者の記述を追つて筆を進めることにした。

## 二、一八三三年法 (Albort's Act)

### 【1】 The Ten Hours agitation

英國工場法の歴史は、"the Health and Morals of Apprentices Act, 1802" をもつて始まり、改革前の英國議會は五箇の工場法を成立せしめたが、それらは何れも適用を木綿工場に限定され、工場地帯では舊勢力を排して自ら治安判事となつた工場主に監督の責任を委ねることによつて、一片の死文と化せしめられていた。産業ブルジョアジーは、議會並に地方制度における支配的勢力・土地貴族を中心とする保守的勢力に支えられたこれらの諸立法に對し、違反、無視の態度をもつて反抗したのである。然し、三〇年代當初の議會改革の結果、事態は漸く異つて來た。政治の中心の勢力ないし背景をなし、政策形成を指導し得るものは今や産業資本家階であり、工場法の歴史は、これと勞働者階級との抗争を軸とし、これに配するに土地貴族を中心とする保守的諸勢力の複雑なからみ合いによつて決せられることとなる。

本書の第三章 The Ten Hours Agitation は、一八三〇年代から本書の扱ひ最後の工場法たる一八五三年法に至る迄の工場立法に重要な影響を與えた「十時間運動」(ten hours movement)

トーマス「初期工場立法」

に對する序章であり、本格的な工場立法生成の考察をなすための端緒をなすものといひ得る。勞働時間を一日十時間に限定しようとする運動は、三〇年代以前から存在した。「英國工場法史」によれば、一八一八年、マンチェスターの木綿織物工が議會に對し一日十時間半勞働日の請願をなした。然しこれらの運動は、明確に自覺された十時間運動ではなくて、勞働時間を制限しようとする運動の一つの現れであり、地域的にも木綿工業地帯、然もマンチェスター等の主要都市に限定されていた。十時間運動が勞働者階級の支持を得つつ、ほゞ明確な形をとつて現れて來るのは一八三〇年以後のことと、最初ヨークシャー地方を中心として展開されたとされている。同書四三—四四頁)

運動の端緒は、John Oastler が、一毛織物業者から West Riding の諸工場に雇傭されている兒童の狀態について聞か、植民地の奴隷にも劣るその境遇に深い感銘と同情を喚起され、直ちに "Yorkshire Slavery" と題する一文を "Leeds Mercury" 紙に投じた所にある。オストララーの旗幟の下には、George County (チャーターリット)、Rev. G. S. Bull (クラッドマンキーン教區牧師)、J. R. Stephens, John Doherty (共にチャーターリット) が集り、更に上掲では、Michael Thomas Sadler, John Fielden, Lord Ashley, Charles Hindley, Joseph Brotherton 等が參加して議會内の運動を開始した。一方、十時間法を要求す

る算々たる輿論がヨークシャーからMidland・ロンドンに派及し、これらの動きの中で「時間短縮委員会」(Short-time Committee)が設立された。その最初の中心的指導者はサドラーであつた。

これらの改革者達の主張は、全ての児童及び年少者の労働時間を一日十時間に制限することを殆ど唯一の目的としたといつてよいが、彼等の間に何等かの思想的統一があつたと考えることは困難である。

(註)「英國工場法史」の著者は、Short-time Committeeを「社會主義者、チャーティスト、急進的トリー黨員の奇妙な結合」であるとする。Leeds Mercury紙の評言を引用しているが、運動の指導者についてみれば、オストラーは後にトリー黨に属したラディカル派の最もピュラーな指導者であり、サドラー、アツシユレーは共にトリー黨員で、フィードンはトリー黨員であると共にラディカル派に属した。(同書四六頁)。エンゲルスは十時間運動の保守的性格を指摘して、十時間法案をたすけてこれを勝利に導いたものは、決して労働者大衆ではなかつたことを強調している。即ちこの運動に係る労働者階級出身の人々は、「革命的」なチャーティストには無縁な労働者版トリー主義に陥つていた。彼等の立場は、十八世紀末・十九世紀初頭の復古的運動の餘韻を意味するに過ぎない。又十時間派のブルジョアや貴族の

首領も、これらの労働者同様反動的であり、かつ例外なく感傷的なトリー黨員であつた。かくして労働者が英國社會の最も異質的で、最も反動的な分子と結合した結果、十時間労働運動は、必然的に革命的労働者運動から離れてしまう結果となつたのである、と。(エンゲルス、十時間労働日の問題、マル・ニン選集第六卷上)但しエンゲルスの右の評言は、當時のチャーティストを「革命的」と規定することと對比して強調せられている點に注意する必要がある。十時間派を支えていたものは、廣汎な労働者の運動であり、十時間運動も又労働運動の波にのつて進展する。一八四七年の十時間法と當時のチャーティストの高まりとはこの間の關係を明かにするものといえよう。—筆者。

サドラーは、一八三一年二月十時間法案を提出した。著者は、同法案の内容が十時間派(Ten-hour Party)の綱領の破産を示すものと酷評している。同法案は、九歳以下の児童の雇傭禁止、一八歳以下の者の労働時間を一日一〇時間、一週四八時間以内に制限し、一二歳以下の者の夜間労働を禁止すること、を主要内容とし、重點が悉く「十時間労働日」の一點に集中された結果、教育や監督については一切無視され、これでは從來の諸立法に比してむしろ退歩を意味するというのである。

十時間派の領袖たちが決して意識的に成年労働者の労働時間に立法上の制限を加えることを欲しなかつたことは、興味ある

ことである。サドラーは、あらゆる法的干渉は悪であり、その目的がより大なる悪を除去することにある場合にのみかかる干渉が許され得るとし、兒童は決して「自由」ではなく、獨立した自己の意思に従つて行動する人格ではないが故に、自己の主張は自由人格に對する制限を意味するものではないとの立場に立ち得たのである。唯、彼の主張は口に兒童の保護を稱えつつ、實は成年労働者の労働時間を制限しようとする虚偽にみちた提案である、という工場主側の反對に對しては、一八歳以下の者の労働時間が一日十時間に制限せられるならば、その制限は機械自體に對する制限にも等しいものとなり、これによつてのみ兒童や年少者の苦痛と墮落が防止せられ得ると同時に、年少者の労働量の減少は成年労働者に對する需要を増大せしめる結果彼等の賃金を騰貴せしめることになると主張した。

サドラーの法案は、彼自らを議長とする委員會に附託された。この委員會は會期終了のため労働者側の證人のみを喚問するに止つたが、サドラーは一八三二年八月政でその證言記録を發表し工場主側から激烈な攻撃を招いた。然しこの兩者の主張は共に極めて一方的であり、著者は、當時の實情を知る上にはむしろ一八三三年王室委員會の報告に據るべきことを主張しつつ、ここでは全ての問題が、兒童に對する國家の干渉を許容するか或は彼等を全く自由に放任するかの單一の問題に還元せしめられて、國家の機能に關する新たな理解が承認を求めて争われる

に至つた時代的風潮を、サドラーの立場と工場主のこれに對する反對の中に指摘するのである。

## 【二】一八三三年委員會

一八三三年の議會改革法による選挙の結果、サドラーは落選し、十時間運動は爾後約一五年間に亙つて、アッシュレーを新たな指導者として展開されることとなつた。

一八三三年三月のアッシュレーの提案になる法案は、先のサドラーの法案に酷示するものであつたが、唯、違反に對する罰則を極めて重くした點において異つており、又一工場内の食事時間を一齊に與えることによつて労働時間の不正な延長を防止しようとした點において、若干の重要性を含むものであつた。

一方工場主達は、サドラー委員會の報告に對抗するために、實情調査のための委員會の設置を請願し、自己の要求を貫徹するために全力をあげて下院に壓力を加えた。一八三三年の委員會はかくして誕生した。アッシュレーの法案の運命は、この委員會の動きによつて決せられることとなつたのである。

委員會は、指導的人物を「若きヘンサム」の徒「Edwin Chadwick」に求め、これに「Thomas Southwood Smith, Thomas Tooke」等が加わつた。ヘンサム派の思潮が、立法事業を、確固たる原理に立脚しかつ執行の細部に至る迄周到に整合せしめられるべき論理的な、一の科學的過程を意味するものと考える點に特質を有したとすれば、ヘンサム派によつて指導された委員會の活動

及びその報告が、問題を agitation や感情の動きによつて「方的に解決しようとする」十時間派の傾向に對し、著しい對照をなすであらうことは豫想せられる。

委員會は活潑な活動を行い、委員自ら工場地帯に赴いて調査に當つた。「彼等は、眞實に達するために極度の努力を拂つたといふべきである」(五〇頁)。時間短縮委員會並に労働者側は委員會の調査に對して極力非協力的態度を示した。それにもかかわらず委員會の最初の報告書は、「全ての問題を見事に論評してあり、その調子は冷靜かつ感情に動かされないものであつて、その態度は明かに論理的かつ科學的であつた」(五〇—五一頁)。それは、兒童に對する保護の理論を殘酷な處遇に基かしむべきでもなければ又甚かしめ得るものでもないとして、大衆の共感に訴えるために、多くの事例をあげて工場主の非人道的慣行を云々する極端な論者に對し、それらの慣行は工場制度に固有のものでないと斷定する。「工場制度に固有でありかつ善惡何れの工場主の下でも同様に共通するものは、大なる超加労働から生ずる肉體上の不具である」。「工場労働が兒童に與える影響は、直接的には疲勞、睡眠慾、苦痛、間接的には肉體組織の破壊、疾病、知的・道徳的教育の缺陥等である」(五三頁)。これこそ委員會の到達した結論であり、かつ科學的過程たるべき立法事業の前提をなす「事實」に外ならなかつたのである。委員會の調査の多くの部分は、現行工場法の効果を檢討する

ためになされたが、委員會はそれがほぼ完全に無に等しいことを認め、チャドウィックによつて起草された報告は、新しい法規の作成よりも、現行法を効果的ならしめる Control の體制、換言すれば、執行機關をして立法の目的を遂行することを可能ならしめるが如き機構を案出することを第一の目的とする。報告案は、工場における九歳以下の兒童の使用禁止、一四歳未満の年少者の労働時間を一日八時間に制限し、午後一〇時—午前五時の夜間労働を禁止すること、等の外に、「革命的」な二つの提案を含んでいる。一は工場兒童の教育に關する提案であり、他はいう迄もなく監督機構に對する提案である。前者は、一八〇二年法以來のいわば傳統を承繼したものであるが、最も體系化された形で問題とされたのはこの報告案が最初である。後者については、有給専門の工場監督官制度の確立を骨子とし、法の目的は集權化された行政制度によつてのみ保障され得ると考え、長期間地方權力の唯一の貯藏所であつた治安判事制度は、今や中央政府の職業的官吏によつて代わらるべきであるとするとペンサム派の理論の具體化を、ここにみる事ができる。(我々は同僚の事例を一八三四年の救貧法改正においても見出すであらう—筆者。然も監督官制度は、競争條件を平均化しようとする工場主達によつても、その必要が熱心に主張されたといわれる。「王室委員會の報告は、工場立法の發展において決定的な時點を畫している。彼の改革者達はこれを輕蔑して、volume

of most repulsive magnitude」と呼んだ。然しこれは、産業統制の問題に全く新たな光明を投げかけ、新たなかつ効果的な approach を可能ならしめた。製造業者達は、報告書が演説者のまき散らした虚説を雲散霧消させるものであるが故に歓迎した(六〇頁)のである。

### 【三】 一八三三年法

一八三三年七月七日、アッシュレーの法案は下院での第二讀會の審議過程に入つたが、政府は Lord Althorp を立ててこれに反対した。彼はアッシュレーの法案が、成年労働者から唯一の財産たる労働力を充分利用する機會を奪うが故に行き過ぎであると主張する。かかる制限は、外國の競争において英國を敗北者の地位に追いやるであろうということも、反対の一理由であつた。然し Althorp は、一八三三年の委員會の勧告を基礎として、アッシュレーの提案に代るべき法案の提出を考慮していたのであり、又政治的立場からそれを餘儀なくせしめられていたのである。

間もなくアッシュレーの法案は否決され、同年八月政府案の提出をみた。この法案はチャドウィックによつて立案され、先の勧告の大部分を採用したものである。十時間派は十時間法案を上提して政府案に對抗した。結局政府案が議會を通過し、一八三三年八月二十九日最終的に法律となつた。

一八三三年の工場法は、正式には、the Act to regulate the

トーマス「初期工場立法」

Labour of Children and Young Persons in the Mills and Factories in the United Kingdom 5, 7 通稱 Althorp's Act として親しまれている。その主だった内容は凡そ次の如きものである。

(1) 一八三四年一月一日以後、蒸氣力、水力、機械力を利用する木綿、羊毛、毛糸、麻、亞麻、麻屑、リンネル、絹の諸工場で使用される一八歳未満の者は、午後八時三〇分―午前五時三〇分の夜間労働を禁止され、労働時間を一日一二時間、一週六九時間以内に制限される。又右期日以後、本法の適用を受ける如何なる工場においても、九歳未満の兒童の使用を禁止する。但し絹工場では例外として年齢に制限なく兒童を雇ふことが認められる。

(2) 本法成立後六カ月を経過した後は、一一歳以下の者の労働時間は一日九時間、毎週四八時間に制限せられ、この制限は一八カ月経過後は一二歳以下、三〇カ月経過後は一三歳以下に逐引上げられる。但し絹工場では、一三歳以下の兒童が一日一〇時間労働することを認める。

(3) 一日の労働時間が九時間に制限されている兒童で、一日のうち或工場で九時間以内の労働をなした者は、一週四八時間を越えない限り、残り九時間を他の工場で労働することができ。又一日の労働時間が九時間に制限されている兒童を、工場主が九時間以上工場内に残留せしめる場合は處罰せられる。但

第六十八卷 四三七 第六號 一七三

し運動場や教室内は除く。

(4) 水力を利用する工場で、水量の不足又は過剰等の理由により機械の使用不能に陥つた時間については、それを補填するために一定範囲内で上記制限を超えて労働させることが認められる。

(5) 食事時間(一日一時間半)、休憩、休暇に関する規定。

以上のような諸規定の違反を防止するために工場監督官制度並に證明書制度が採用された。

(イ) 證明書制度—本法成立後六カ月以後は、一歳以下の兒童(一八カ月以後は一歳以下、三〇カ月以後は一三歳以下)は、九歳の兒童としての通常の力量と外形を有することを認められた證明書なくして雇傭することができない。この證明書は外科醫又は内科醫が発行し、發行の日より三月以内に監督官又は治安判事の確認を受けなければならない。一歳(前記の條件の下に一歳・一三歳)から一八歳迄の年少者は、一歳(又は一二歳、一三歳)以上であることを證明する證明書なくして、一日九時間以上及び午後九時—午前五時の夜間労働せしめてはならない。

(ロ) 監督制度—四人の監督官をおく。監督官は本法の條項を實施するため何時でも工場及び工場學校内に立入る權限を有し又何人をも證人として喚問することができる。監督官が有する更に重要な權限は、法の正當な執行のために必要な諸規則を制

定する權限である。更に、監督官の請求に基いて一人又はそれ以上の補助監督官を採用し、監督官の職務を補佐せしめることができる。監督官は、一年最低二回内務大臣に報告書を提出し、各管轄區域における監督事務を調整するため最低年二回會合しなければならぬ。

兒童の教育については、工場兒童を強制的に就學させ、短縮された労働時間の餘暇を知的、道德的教育に當てるため次のような方法をとつた。即ち、一週四八時間以内(労働時間を制限されている者は、両親又は監督官の指定する學校へ通學することを要し、監督官は特に學校を必要とする場合は、これを設立しもしくはそれに必要な手段を講ずることが出来る。修學時間は毎日最低二時間とし、履習時間は教師が證明する。

一八三三年法に對して、労働者、工場主、十時間派の中から各種の批判がなされた。特に労働者は、成年労働者の労働時間が制限せられないままに放置せられていることを理由として同法に對する極めて激しい反對を行い、同法が徹頭徹尾若干の工場主達の配慮と指示の下に成立したことを口を極めて非難した。更に彼等は、立法措置が不可避であることを覺つた工場主達は、同法が失敗するであろうことを豫期してその成立を圖つたとして、「同法案は最も卑劣な偽善と同避の精神において企まれその發端に於いて惡意にみちており、かつ故意に實際的な効果を有しないように作られている」と主張した(七一頁)。

アッシュレーも又、同法が或る目的のために急速に作り上げられたものであり、それが實施し得ないものであることを知っている多數者の支持の下に成立したものである、とはば同様の見解を示している。こうした強い反對意見の中では、同法を支持する主張は殆んど聞き取れない程かすかなものでしかなかつた。

然し同法の重要性は、——と著者は述べている——初期の工場法にとつての最も根本的な問題、即ち administration の問題が、極めて逆説的にはあるが、同法の有する缺陷の故に却つてそのあらゆる角度において觀察されることが可能となつた點にある。如何なる範圍迄規制を加え、それを如何なる手段によつて確保するか、この殆んど實際を知らない困難な課題に對して、一八三三年法は自らを一の實驗的地位に立たしめたのである。

監督官ホーナーをして語らしめるならば、一八三三年法の動機は頗る善であり、立法的干渉の生んだ大部分の弊害はこれによつて除去されたが、それが企圖した善きものうちで實現されたものは殆んどなかつた。失敗は主として法自體の缺陷から、それが確立せる原理からではなくて、その原理を實現するために設けられた機構から生じた。然し同法が採擇した機構は、極めて斬新であり、それが運行を開始して後に始めてその缺陷が明かにされ得たのである。

## 二 工場監督官—監督機構と法の運用—

### 【一】 反動・一八三三年法の危機

一八三三年法成立後、直ちに四人の監督官が任命された。Leonard Homer (北部) / Robert Richards (中部) / Robert Saunders (南部) / Thomas James Howell (西部) の監督官達は、先ず評判の悪いこの法律を工場制度の中へ浸潤させ、工場主達の間へ普及することから始めなければならなかつた。工場主達はこの法律に對して一體如何なる態度を示したであらうか。

大部分の工場主はこの法律に對する極めて強い反對者であつた。それは各種の理由に基いていたが、根本的な理由は、彼等が私事に對する法律上の干渉を好まなかつたことにある。兒童の勞働時間を制限し、彼等に修學の義務を課すことは工場の正當な運行を破壊する恐れがあると考えた彼等は、自然に法に對して一致した敵對を示すようになった。不満や疑惑は漸て公然たる反對に變つた。特に教育に關する規定は、彼等によつて最大の反感をもつて迎えられたものである。又兒童・年少者の雇傭率の極めて高い産業分野に適用されるこの法律は、勞働時間の制限によつて生ずる成年勞働者の勞働との調節を、交替制 (shifts-or-relays system) によつて解決する建前であつたが、工場主達はこれに對してさえ極度の恐懼を示したのである。彼

等にとつてそれは實に思い切つた干渉であるようにみえた。法律が徐々に保護年齢を引き上げる方針をつたのは、工場主にリレー制度採用の餘裕を與えるためであつたが、實際には本法が十分な効果を發揮するのを遷延せしめるに役立つたに過ぎない。多くの雇主が、時間の制限を受ける全ての兒童を解雇したことは各監督官の報告によつて明かにされており、その結果リレー制度は試みられようともしなかつた。

こうした工場主側の反對に憂慮した政府は、できるだけ友好的、協調的態度をもつて工場主を説得するよう監督官に指令した。監督官は、工場主と食事を共にし、或は彼等と會合して討論を行い、法の趣旨や内容を明かにしたパンフレットを發行する等、ひたすら政府の官吏としてよりも工場主の援助者として法の規制を遵守せしめるための努力を拂つた。然し工場主によつて示された厳しい反對は、法を執行する立場にある監督官にも多くの疑惑と激しい動搖を與えずにはおかない。一八三四年七月二十八日の合同報告書はこのような監督官の立場を明かにしたものと注目される。彼等は、一二歳の兒童の労働時間を週四八時間に制限することが極めて實行困難であることを訴えハウエルやサウンダーは滿一歳の兒童でも週四八時間以上労働せしめ得るという意見であり、又全ての監督官が、九歳以下の者でも木綿、羊毛、亜麻工場で労働するのを認める方が適當だと考える旨を報告している。この監督官の意見は、工場主に

法律改正の必然性を確信せしめ、議會に對して熱心な請願運動を行わしめる有力な原因ともなつた。

反對は十時間派の人々からもなされた。一八三五年八月、オストラ、ヒンドレー、ブラザートンによつて提出された法案は、明瞭に彼等の態度を示している。彼等は三三年法が兒童、年少者及び工場主の双方に損害を與えることが明かとなつた現在自己の提案のみが問題を眞に解決するものであるとして、一八三九年一月以降、二歳以下の全ての者の労働時間を一日一〇時間に制限することを主張したのである。唯一の目的たる十時間労働日を達成するためには、彼等は週四八時間の労働日を五八時間に増加せしめることも敢えて辭せなかつたのである。監督制度は完全に無視されていた。法の強制に適した機構を確立して、それを効果的ならしめようとする人々と彼等の間には餘りも大きな隔りがある。法案は間もなく却られ、代つて政府案 (Thomson 案) が提出された。それは三三年法が完全に施行されてから僅か二週間後の一八三六年三月一日のことである。トムソンが、彼の法案は監督官の強力な支持を受けていることを有力な論據としつつ、一八三三年法が實行し得ないものであることは證明済みであると述べたとき、成立後未だ日の淺い同法は最大の危機に直面することになつた。先の十時間法案と正に反對の提案がなされているのである。トムソン案は極めて大きな反響を呼び、贊否の論が各地で熱心に展開された。反

對者は十時間派を中心として、政府案を辯護する工場主の主張と闘つた。然し、票決の際多數者が僅かに二名であつたために、トムソンは情勢を察知して自發的に法案の撤回を聲明した。危機は去つたのである。殘された課題は、一八三三年法の條項を確實に實施することのみであつた。ヒンドレーが再度十時間法案を提出した際、政府も又積極的にこのことを約した。ヒンドレーの法案は撤回された。

## 【二】監督官の權限と地位

監督官の實際の活動について語る前に、彼等のおかれていた法的地位或はその權限及びそれに對して向けられた批判ないし非難について知ることは、工場法施行の實情を理解する上に便宜であらう。

工場主は、監督官に與えられた權限が極めて廣汎かつ不明確である點に特に不滿を抱いていたといわれる。R. H. Greg は述べている。それはこの國においてかつて個人に與えられた如何なる權限よりも強大である。法が特に規定しないあらゆる事項について監督官の意思は確定力ある法となる。監督官は立法者であると共にその執行者である。補助監督官は、通報者であり、證人であり、檢察官であり同時に法の解釋を與える人である。これが全てではない。監督官及び補助監督官は、英法の精神と慣習とは相容れない權限、換言すれば、人をして自己自身に對する證人たることを強制し、雇主を攻撃するためにその被

備者を法廷に出廷せしめる權限を有している。トルコ最高のパシャと雖もこれ以上の何を望み得ようかと。

他方勞働者の側に立つ者は、監督官のためにとられた措置が不適當であるという立場に立つ。何故かならぬ Wigg は答える——監督官の不斷の警戒も、雇主の利潤追求の精神に匹敵し得るものではない。現行法を實效あらしめるための機構は恐らく實際には適しないものである。僅かの人數の監督官や補助監督官が、自己の責務を效果的に果たすためには、百眼の巨人アーカスの眼を必要とし、百手の巨人ブライアルースの手を必要とするであらう。法を有效ならしめるためには法自體が一の自動的な機械にも比すべきものでなければならぬが、現行法は餘りも多くの利益團と對立しているがために從來違反されて來たのであるし、又引き續いて將來も無視されるに違いないと。

監督官は規則制定權並びに彼自身が當事者たるべき事件において司法的機能を行使する權限を有するから、立法、司法、行政の全ての權限を一手に掌握することとなる。確かにこうした事實は英國憲法上未知の専横に屬する。一八四四年の工場法によつて監督官の權限が大なる削減を蒙る迄、彼等は、自由に實驗し、修正し、採用し、廢棄する地位を享受した上、彼等の政府に對する勸告は制定法として立法化せられる機會をも與えられていたといえる。だが監督官にも又自己の主張があつた。第一に管轄區域の分割である。それは產業の集中と全く無關係に

行われ、例えばサウンダーは、二四〇〇〇人の労働者を有する三〇〇の工場を監督するのに比し、リックカーズの地域は、二五萬人以上の労働者を雇傭する二七〇〇の工場を有していた。そのためにリックカーズは、漸て健康を損つて退職するの止むなきに至つた。管轄区域のより合理的な調整を要求する監督官の通告に對して、政府は冷淡であり、結局監督官が再三討議の上決定した案が認められたのは、一八三六年八月のことである。年一〇〇〇ポンドの俸給の中から、旅費、宿泊費自辨で年に三―四回管轄區域を巡回しなければならぬことも苦情の一つであつたが、その上にロンドンからニューキャスル迄馬車で四八時間も要するような交通事情の下で、疲勞と闘い乍ら彼等は工場主を訪ね、彼等の新たな義務について説明し、理解を得なければならなかつたのである。勿論工場主との不斷の接觸は補助監督官が當つた。然し彼等の権限の範圍は、監督官と異つて頗る小さく、工場内の、製造目的のために使用されている部分以外の箇所に入立ることが認められていたに過ぎない。そして監督官が再三主張して止まなかつた補助監督官の権限擴張の問題は、一八四四年迄實現されなかつた。

### 【三】法の執行と違反

先にトムソンの法案が破れた際政府がなした確約に基いて、監督官は、内務省から厳格な法の執行に従事するよう命ぜられた。一八三七年一月、ホーナーは、工場主達がかつて報告され

た程悪辣ではなくなり、法に對する嫌惡の情は大いに減少した、と報告することができた。然し問題は別の所にあつた。治安判事である。先ず第一に、一八三三年法以前には、工場主又はその近親者が裁判官として工場法違反事件を處理することは禁ぜられていたが、同法はこの立場を放棄した。従つて工場主は、裁判官として法の違反に對し適當な處罰を加えることをいばなく拒絶し、側面から法執行の緩和に努めた。その結果は頗る重大で、治安判事が自己の職責を忠實に遂行せぬ限り、工場法制度の全機構は崩壞の危機に瀕すると考えられる程であつた。例えばホーナーの區域では、有罪の宣告がなされた四五八事件中、最低の罰則である二〇シリングの罰金が科せられたものが三四五にも及んだことがあり、又三〇〇ポンドの罰金の罪に該當する工場主が、實際に支拂を求められたのは一五ポンドに過ぎないという例もあつた。第二は、兒童の年齢證明書に關して。兒童の年齢を證明する醫師の證明書は、先に述べたように監督官又は治安判事の確認を得なければならぬ。この確認は證明書の有效要件であつたから、治安判事は職權を利用して不正な證明書を確認し、或は兒童を實際にみもしないで確認を與えた。既に醫師自身が證明書を濫發していた上に、治安判事のかかる行爲が附加された結果、ここでも全監督機構は崩壞する恐れがあつたといわれる。ハウエルによれば、治安判事である製造業者が自己の工場の兒童の證明書に確認を與えたり、二人の製造

業者が治安判事として相互に相手の工場の児童の證明書を確認し合うような例さえ珍らしくなかつた。一三歳の證明書を持つて現在勞働している児童の半數が一三歳以下であり、多くの者が一歳以下であるとホーナーは述べている。こうした弊害は一つには、證明書を發行する醫師の行爲を制限する措置が何等講ぜられていなかつたという法律上の缺陷にもよるが、根本的には、子供の出生を強制的に登録せしめる手段が存在しなかつたことに起因する。従つて一八三七年六月、両親に對して子供の出生後四二日間以内に登記所へ届出でる義務を課す法律が實施された。然しそれが工場児童の問題として効果を發揮する迄には猶數年を必要とする。その間監督官達は、證明書制度の不備について屢々修正を要望しつつも、現行の方法の下で最善を盡す外なかつた。

治安判事或は醫師が間接に法の無力化を圖つたのに對して、直接に法の適用を受ける工場主達は、一層猛烈な違反を敢行した。水力の過少又は過剰による機械休止時間の補填、食事時間、休日等に關する違反は、時には法規定の解釋問題とからみ合つていたために、特に取締りが困難であり、従つてこれらについては監督官達は、第一八條によつて與えられている法の執行に必要な諸規則を作成する権限に訴えざるを得なかつた。リッカーズは、機械の運轉時間、休止時間、勞働時間、休憩時間、勞働開始及び終了時刻を刻明に記入せしめる Time Form (後に

Time Book) を工場主の下に備えつける規則を制定したが、その他各監督官も各種の規則を制定實施した。然し、法は統一ある執行を要求する。内務次官 Fox Maule は、ホーナーに對し、全地域に通ずる一の規則を作成する必要を通告した。その結果監督官達は一八三六年一〇月會合を開き、Time Book とほぼ同様な Time Registers 制度を採用して、全地域に互つてこれを施行することとなつた。その効果は極めて大きく、法の遵守を甚だ容易ならしめたと監督官は報告している。

任命された當時は、法を嚴格に執行すべきか否かについてすら明確な信念を有しなかつた監督官達も、trial and error の過程の中から漸て一の結論を得る迄に至つた。マウルの法案がこれである。この法案は、政府の發意に基いて四人の監督官が討論の上決した勸告に基いて作成されたもので、一八三八年四月下院に提出された。その内容は、先に述べた如き監督官が法の執行上最も痛切に改正の必要を感じた諸點よりなつてゐる。①監督官は證明書を發行する醫師を任命しかつこれを指揮監督すること②規則は全監督官の合議によつて決定し全地域に共通のものとして作成すること③補助監督官は監督官とはば同様の權限を有すること④児童は同一日に二つの工場で使用されてはならず、その勞働時間は單一の時計により規制されるべきこと、等。

十時間派は政府が、同法案によつて現行工場法が全く遵守さ

れていないことに對する責任を回避しようとしている、と攻撃し、年來の主張である十時間法案の採擧を追つた。彼等を代表するアッシュレーの提案は、それ自體は否決されたが、然し政府は結局この反對に敗れた形となり、かつ又彼の雄辯によつて喚起された工場主側の空氣を察知して、法案を撤回するの止むなきに至つた。

### 三 一八四四年法

#### 【一】「アッシュレー」委員會とグラハムの法案

マウルの法案から一八四四年法成立迄の過程は、正に政府と十時間派の激しい抗争の展開である。十時間派は、むしろこの間の立法運動をリードさせた。

一八四〇年三月、アッシュレーは、三三年法の効果を調査する特別委員會設置の重大提案を行つた。提案は採擧され、アッシュレーを議長とし、フィールデン、ヘンドレー、ブラザートン等十時間派の闘士を加えた委員會が設置された。委員會は直ちに活動を開始し、翌年二月議會に對して報告書を提出した。著者は、この報告書の内容に第一級の重要性を與える。理由は、同報告書が獨創的な提案を含んでいたからではなく、法の執行に關して直接經驗を有する人々の意見をサムマライズしたものであつたからである。彼等は、「あらゆる利用し得る證據を慎重かつ理性的に調査した上、それに基づく科學的改革案を提出し

て議會の考慮を求めたのである」(一七五頁)。かつてサドラーの委員會が甚だしく一方的な記録を發表した場合と比較して、この十時間派に指導せられた委員會が、かかる報告書を提出し得たことにむしろ一驚せざるを得ないが、然し兩者は、その問の時間的な距り或は經驗の差を示しているともいえよう。右の委員會は、更に三三年法の効果を一條毎に調査して改正の勸告を行い、その多くの部分が一八四四年法に吸收されることとなつた。これらの勸告は先のマウルの法案の場合と同様に、監督官の主張に基いてなされ、以下に列擧するような内容を有する。

①一八歳以下の夜間労働禁止を二一歳に逆引上げる②食事時間中機械のある部屋に止まることを違法とする③年齢證明書を與える權限を監督官によつて任命された醫師に限定する④工場主たる治安判事が違反事件を審理することを禁止する⑤罰則を各個の違反毎に課す。最も重要な提案は、half-time system 即ち一三歳以下の兒童の労働を午前・午後の半日交替にすることである。この方法は、既にサウンダー並びにホーナーが熱心にその利點を唱導し來たつたもので、現行法の下では一三歳以下の兒童は労働時間を八時間に限定されているが、それは午前五時三〇分から午後八時三〇分迄の一五時間のうちのどの部分でもよく、リレー制度(かつて工場主があれ程迄に忌避した！)の弊害は専らかかる制度から起る。従つて、一工場に於ける一齊の晝食時を中心として午前、午後を分ち、午前中労働した年

少者或は児童は同日午後労働し得ないものとし、午後労働した者を翌日の午前労働せしめることを禁止する、もし食事時刻が午後一時であつて、午前と午後の労働時間が等しくない場合は一月毎に午前と午後の組を交替させる、というのである。この制度はまた、教育條項を一層有效ならしめる利點をもつとも考えられていた。更に児童の労働時間は、一日七時間、一週四二時間に引下げられるべきであつた。報告書には又、或る規定について調査を行つたのみで、勸告を行わないものを含む。例えば機械休止時間の補填について。この制度も極めて多くの違反を誘致しており、然も委員會はその規制が甚だ困難であることを知つて、他日法全體の改正が問題となるときに慎重な考慮をなすべきことを促すに止つた。九歳以下の児童を雇せしめない規定も大體に於いてよく遵守されているが、報告書はホーナ一が、二日の労働時間を六時間に制限すれば、その制限を七歳に迄引下げることが可能であると考ふる旨を附け加えた。組及びリース工場について、委員會は監督官と同様に法の保護を擴張すべきであると考えたが、特種事情を考慮し特別の立法措置を講ずべきであると勸告した。

監督官は速かに法案を提出するよう政府に要望し、更にホーナ一とサウンドナーは、一八四一年初頭、委員會の勸告を基礎とする法案作成に着手した。この法案はマウルによつて提案され、上記の勸告とはほぼ同一の内容を有するものである。マウルは又、

組織物業に適用すべき特別法案をも上提した。然し、ウィツグのメルボルン内閣が命且夕に迫つていたために、これらの法案は何れも十分な討議を受けることができなかった。四一年七月、ビールの内閣不信任案が可決されるや、議會は直ちに解散された。この時の選挙は、特に工業都市では工場法改正に對する大きな期待のもとに行われたといわれる。その結果ビール内閣が成立し、Sir James Crutwell が内相に就任した。政變は工場法改正問題を阻止し得るものではなかつた。それは再びアッシュレーのイニシアティブの下に提起される。一八四三年二月、アッシュレーは、女王の恩恵によつて、労働者階級に道德的、宗教的教育を續める提案を行つた。グラハムは、アッシュレーの提案に贊成し、「國民的教育のための中立的基礎」を發見すべく努力する旨言明した。彼の意圖は、現行工場法において等閑に附されている、児童教育の程度及び質の問題について考慮し、一般的教育水準を引上げるのみならず、その宗教的基礎を確立することにあつた。議會はアッシュレーの提案に同意し、漸て女王から、立法措置によつて右の提案を實現することを示唆する返書を得た。

三月、マウルの法案を踏襲したグラハムの法案が上提された。それは、特に教育制度に關して極めて詳細な規定をおき、工場児童の教育のために學校を増設することは勿論、それを監理する理事會の構成、制限、履着時間を證明する證明書制度の改革、

新設學校經費の大半國庫負擔等を定める正に畫期的なものである。然し、従來から兒童の強制教育に憎惡の念すら禁じ得なかつた工場主は、右の内容に悉く反對した。グラハムは、教育規定を除外する新提案を續いて提案したが、會期は既に終りに近ずいていた。

四四年二月、彼は再び新法案を上提した。それは、年少者に關する勞働時間の制限を婦人勞働者に迄擴張し、絹工場を同一の統制下におくものとして注目されたが、この時の議會は、對案として用意されたアッシュレーの十時間法案をも同時に審議し、然も兩者を共に否決している。グラハムは再修正案を提出した。これは特に監督機構について重要な改正を含むもので、中央監督事務所を設置すること、補助監督官に工場に立入る十分な権限を與える一方、監督官から規則制定權を奪い、司法的機能の行使を禁止することを企圖する。アッシュレーは反撃した。彼は、一八四七年以後、年少者、兒童の勞働時間を一日一〇時間に制限すべきことを提案し、それが、雇主勞働者双方に何等の損害を與えずに採擇可能であることを強く主張した。政府は動搖し、ピール、グラハムの辭職を示唆しつつ議會に法案の採擇を迫つた。アッシュレーの提案は二九七票對一五九票で敗れ、政府の法案が問もなく議會を通過した。一八四四年の工場法がこれである。

### 二〇 一八四四年法の内容

著者は、一八四四年法に、一八〇二年、一八三三年の兩法に次ぐ工場法史上第三の序章としての地位を與える。先ずその内容からみることにする。

#### (1) half-time system の採用。

(2) 兒童の勞働時間 減少せしめられたが、やや複雑な形をとる。即ち年少者の晝食時間が午後一時から開始する場合は一日七時間、同時刻に始まらない場合は六時間半。但し工場主は、監督官に通告して一週間のうち三日毎に兒童の勞働時間を一〇時間に延長し得るが、この方法により兒童を二日續けて使用すること及び土曜日午後四時三〇分以後使用することはできない。(年少者の勞働時間に關する一八三三年法の規定は、引續き效力を有する、即ち一日一二時間一週六九時間)。

(3) 婦人勞働者の勞働時間を、一日一二時間、週六九時間に制限する。

(4) 雇傭し得る兒童の最低年齢を九歳から八歳に引下げる。兒童及び年少者の勞働時間は、彼等のうちの誰か一人でも朝工場で勞働を開始したときから起算する。

(5) 醫師の年齢證明書は、それを發した工場に對してのみ有效であり、監督官は證明書を發行する醫師を任命しかつ彼等を指揮監督する。

(6) 監督官は爾後規則制定權並びに司法的權限を行使し得な

い。工場の臨檢に關しては、補助監督官は監督官と同一の権限を與えられる。中央監督事務所を設け、内務大臣が所要の職員を任命する。

(7) 半日労働せしめられた児童は、殘餘の半日に學校で授業を受けなければならぬ。履習すべき時間は、月曜日から金曜日迄午前八時から午後六時迄のうちの三時間とする。

これらは何れも三三年法が過去一一年間に亘つて施行された過程から得られた實驗的成果であり、特に行政的經驗が必然的に生み出した「の「論理的結論」でもあつた。「工場規制の技術は、瞬時にして成就し得るものではなかつた。それは長い經驗、誤れる出發點、誤れる着想の中から徐々に結實しなければならなかつたのである」(二〇九頁)。

この法律の第一の成果は、いふ迄もなく half-time system にある。それによつて労働時間の減少が實質的に確保され易くなつたことであり、労働時間の制限が違反し難くなつたことである。勿論それは「遵守が容易となり、違反が困難となつた」という意味であつて、違反が絶滅されたということではない。殊に half-time system が児童の教育に對して果すであろうと期待された効果は、無に等しかつたといわれる。

監督官の権限が大幅に削減されたことも注目すべき事實である。彼等の作成した規則の大部分が四四年法にとり入れられた結果、こうした處置が可能となつたのであり、經驗はむしろ彼

等を餘りにも廣汎な責任から解放し、"servants of executive" の地位に限定することによつて、眞に強力な法效果の保障を確保し得ることを明かにしたのであつた。工場主達は、一八三三年法のとまのような反撥は示さなかつた。時間短縮委員會も又満を持して次の機會を待つという状態であつた。然し十時間派の勝利は決して遠いことではなかつたのである。

#### 四 「健康と安全」、「監督機構の發展」、「捺染業と製綱業」

著者は、本書の最後の章、「十時間労働日と標準労働日」に入る前に、「健康と安全」、「監督機構の發展」、「捺染業と製綱業」の三つの問題を獨立した章において取扱つている。ここでは最初の問題についてやや詳しく紹介し、後の二者については簡単にふれることにする。

(1) 「健康と安全」。ここで著者がこの問題を取上げるに至つた社會的根拠は、いふ迄もなく労働災害の累増にある。「事故の報告は毎日のように來ている。四四年法が施行されてから二月間に、四人の監督官は事故に關する四〇〇の報告書を受け取つた」(二四八—九頁)。尤も著者は、この問題を従來の労働時間制限法としての工場法との理論的關連の下に提起しているわけではない。

何れにせよ、安全施設の必要が積極的に主張されたのは、一

一八三三年のアッシュレーの法案においてであつた。このときの提案は、勞働者が安全施設なき機械の下で勞働し、突發事故のために死亡した場合は、安全施設をなすにつき過失のあつた工場主を殺人罪の責任に問う、という極めて人道主義的、非現實的なものであつて、反對者が該法案を、「英國製造業者を破滅するための法案」と呼ぶべきであると非難したのも當然といえは當然である。

一八三三年の玉室委員會は、アッシュレーの提案を斥けつつも、一四歳以下の兒童が機械によつて受けたあらゆる損害に對して、機械の所有者が治療費を負擔すること、という勸告を行つた。然しこれは法案及び三三年法に於いて無視されている。アッシュレー委員會（一八四〇年）は、安全装置と災害補償を區別した勸告を行つた。安全については、動いている機械の掃除を嚴禁すること、機械の危険部分を圍うこと等であり、災害に關しては、機械が適當な安全装置を施されないうで運轉されたために災害が発生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價な手段が講ぜらるべきことであつた。この勸告を受けて政府は、監督官の意見を聴取したが、積極的な提案を行つたのは、ホーナーに止つた。彼は工場主と詰つた結果、安全に關してアッシュレー委員會の勸告とほぼ同様の法律を實施することが可能であると考へ、更に最惡の事故は動いているベルトから生ずるが故に、全てのベルトを七フット以上の所を通すか、床の上を

通す場合には少くも高さ六インチの所を通すべきである等と細い提案をしている。一八四一年のマウルの法案も、監督官、補助監督官に、危険とみなすべき機械又はその一部を圍うとか仕切るとかの適當な安全装置を施すべき旨を工場主に通告する権限を與えようとしていたが、四三年、四四年の兩法案において問題は一層發展せしめられた。

一八四四年法は次のような事項を規定している。①防濕装置を講ずること、蒸氣が作業室へ流入するのを防止すること、なぐして、年少者及び兒童を濕つた亚麻、デュート、麻、麻屑の紡織に使用しないこと②兒童及び年少者が回轉中の機械を掃除すること、固定部分と回轉部分の間で勞働すること、を禁止する③必要な安全装置をなすこと。監督官は安全装置の必要を工場主に通告することができ、この通告を受けてから工場主が安全装置を施さなかつたために勞働者が事故により傷害を受けた場合は、一〇ポンド以上一〇〇ポンド以下の罰金を科せられ、その一部又は全部が被害者のために使用せられる。④災害に關する工場主及び醫師の監督官に對する報告義務。⑤内務大臣は被害者の名においてかつ彼のために損害賠償の訴を提起するよう、監督官に命ずる権限を有する。

これらの規定の實施狀況に關して、監督官はその内容が明確を缺くため殆んど實行し得ないと報告せざるを得なかつた。少くも安全装置に關する監督官の通告に對して、工場主はそれに

従ふ必要はない。唯災害の發生した場合にのみ罰金を科せられるに止る。そのために、監督官は、最も強く安全装置の法定を要望した。又「事故による傷害」は事故による死亡を含まないという解釋が内務大臣から監督官宛に通達されており、判例も又これに對して一定した態度をとらなかつたことは、立法上の缺陷であつて、規定の効果を半減せしめる一つの大きな理由であつた。

(2)「監督機構の發展」。發展の内容は集權化であり、然も行政的な集權化の傾向である。かかる傾向を助長した原因は、監督事務の増大と統一ある法の執行を確保する必要とに求められた。二三年法施行以來、内務省は、監督官に法執行上の獨立的地位を保障し來たつたが、こうした監督官の地位は、「各地域毎に異なる夥しい施行規則の氾濫」という事實が示すように、著しく法の統一的執行を妨げた。一八三六年、内務大臣の指令に基いて、それらはやや露一的手續に基き制定されるようになったが、監督官が依然として法の細部に關し、獨立して決定を行い、解釋を與えるという立場を變更し得るものではなかつた。かくして、ホーナーは有能で何處か無情な所すらある *gentle strictor* であるが、ステュアートは最初から謎の如き人物であり彼の地區では法は完全に無視されている、という非難が改革者から聞かれることになる。この問題は、四四年法が監督官の制定した規則の多くの部分を法規化し、彼等から規則制定の權限

を奪つて單なる法の執行者たる地位に限定したとき、初めて解決することができたのである。一方監督官自身も相互の統一ある行動を確保する措置を要求しており、四四年法は中央監督事務所を設置した。三六年のトムソン案は、監督事務を統轄する *Inspector General* の任命を提案していたが、監督官はこれに強く反對した。彼等が欲したのは、彼等を指揮監督する人間ではなくて獨立かつ中立的な地位であり、相互の連絡を容易ならしめ、その職務の整合された遂行を援助する人と場所とである。

中央監督事務所はかかる目的に適合する場所であつて、運営は實質的に監督官の合議によつて決せられる。そこにおかれた最初の職員は、事故及び災害に關する記録並びに全國の工場のリストを作成するために必要な書記とメッセージンチャーであつた。監督官は、擔當地域に關する報告書で、他地域の手續にも影響を與えるものは相互に回覽し合うこと、政府と監督官との連絡文書の寫しを右の事務所に備えつけ相互の便宜に供する取決めをも行つてゐる。

然し獨立した監督官相互の關係を調整する場合、彼等の自主的な統制に依存し得ぬ問題についての解決は、そのまま残されている。監督官が、慣習的に得て來た政府に勸告をなす權限を行使する場合に、相互の意見が根本的に對立することもあり得る。一八四六年、ステュアートが、年少者の勞働時間を減少せしめるといふ勸告に反對して、他の監督官と激しく對立したこ

とはその一例である。それは結局、全國的な視野において政策を決定し、各監督官の方針を調整する機関が設置されぬ限り、解決不能の事柄であり、統制が他の産業分野に擴張され、監督事務が増々増加すればする程、その要求も又一層激しくなることは疑いない。そしてそれらは何れも、その解決を將來にまたなければならぬ問題であつた。

(3) 「捺染業と製綱業」。この産業分野は、従來の工場法が適用されて來た分野と最も密接な關係を有し、主要織物業という嚴格に規定された地盤から、工場法が最初に前進せしめられた分野である。これを可能ならしめた背後の力は、やはり工場法そのものの影響にあつたと著者はみているようである。一八三三年法は、多くの缺陷を有したものの労働者の状態に大きな改善を與へたし、一八三七年、四二年の間の不況にもかかわらず、取引は増大し、労働者に對する需要は増加さえした。かかる傾向は、法の適用外におかれた労働者の状態を浮きぼりにすることとなり、隣接部門への保護の擴張を可能ならしめる。一八四一年、アッシュレーの動議に基いて、工場法の適用外にある兒童の労働状態を調査する委員會が設けられ、四三年一月、詳細な報告書が提出された。調査の範圍は、金屬、陶器、磁器、硝子、キャラコ捺染、製紙、印刷等の各種産業部門に及んだが、労働條件は例外なく極悪で、正しく工場法適用前に於ける織物業の状態にも比せらるべきであつた。アッシュレーは、先ず織物

業と最も密接な關係にあり、かつ現在の監督機構によつて容易に目的を達し得ると考えられるキャラコ捺染工場から問題を解決することを決意し、四五年二月、所要の法案を提出した。グラハムは、「もしこの方向を押し進めて行くならば、私にはここでストップすることが不可能なことが分り切つている」と悲痛な叫びを上げたが(二七四頁)、何等かの對策を講ずる必要を拒否するには餘りにも事實が明白であつた。彼は、監督官に詳しい調査を命じ、その結果若干の箇所を除いて、アッシュレーの法案に賛意を表するに至つた。四五年六月法案は可決された。この法律は、或る點では四四年法と全く同じ内容を有し、監督制度、醫師の證明書制度等は、その全てが現行制度に依存せしめられている。その外、八歳以下の者の雇傭禁止、八歳—一三歳の兒童及び女子労働者の夜間労働禁止、一三歳—一六歳の年少者の労働時間は制限されないが、その使用には醫師の證明書を必要とすること、兒童の強制修學等が規定された。四七年七月、教育に關する規定が修正され、兒童の雇傭條件として一定の授業日數を必要とするという條件が附加された。一八四六年八月には、更に同様な保護規定を設けた製綱業に對する法律の制定をみた。

## 五 十時間労働日と標準労働日

【一】一八四七年法(十時間法)

十時間労働日は労働時間の制限を全労働者に擴張することを意味している。十時間労働日に對する抵抗は、理論上においても、自由放任主義の最後の防波堤をなした。たゞい、十時間派の目的が一八歳以下の全ての者の労働時間を、一日一〇時間に制限することにあるとしても、結果は單にそれに止らない。それは必然的に成年労働者の労働時間を制限する。十時間労働日は、成年労働者「自由なる行爲者」(free agent)に對する國家的干渉の表明であり、十時間派が従來の工場法によつて獲得された兒童の労働時間を犠牲にしても、十時間労働日を主張する眞の企圖はここにある、と反對者は主張する。然しこの意味における成年労働者の保護は、一八四四年法によつて婦人労働者の労働時間が一日一二時間に制限されたとき、既に進行を開始して、いたといわなければならぬ。

チャーティストは、一八三八年以來十時間法案をかけた。十時間派は agitation を再開した。時間短縮委員會は、機關紙「The Ten Hours Advocate」によつて支持者を結集し、勝利のために「層層汎な活動を開始した。然も政局は複雑であつて、彼等はビルルやトリー黨に望みをかけ得ないとしても、彼等の要求に同情を示したことがあるツイッグのリーダー、Lord John Russell に期待することも不可能ではなかつた。

一八四六年一月、アッシュレーは、十時間法案を提案するに當り、次のように述べた。「今や問題は唯一の命題に迄狭めら

れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも與えず、労働賃金に大なる減少を伴はずして可能なりや否や、ということである」と(二九〇頁)。そして、工場主のうちでかかる試みを行つて好成绩を挙げた多くの實例を引用しつつ、アッシュレーは確信をもつてそれが可能であると答へた。然し、ビルルが穀物法撤廢に同意する聲明を行つたために、同法支持を主張して議會に送られていたアッシュレーは、ビルルと同一の黨に止り得ないことを理由に辭職するに至り、運動は、フィールデンによつて繼續されることとなつた。(ここにもアッシュレーの複雑な立場をみる事ができる。又フィールデンは、綿工場の所有者であり、二一三〇〇人の労働者の雇主である)。

アッシュレーの法案の審理は十時間派に極めて有利に行われたといわれる。「成功のためにこれ以上よい機會はなかつた」。「正直で慈悲深い製造業者は、労働の合理的制限によつて利益を得ることを知っており、従つてこれに反對しなかつた」(二九三頁)。グラハムの態度は著しく明確を缺き、唯卒然と反對を繰返したに過ぎない。然し法案は僅か一〇票の差で否決された。その後約二カ月して、内閣はアイルランド問題をめぐつて辭職し、ラッセルを首班とする新内閣が成立した。内務大臣は、先にフィールデンを支援した Sir George Grey である。

一八四七年一月、フィールデンが十時間法案を提出した際、ビルルがこれに反對したのに對して、グレイはむしろ贊成の意

を表した。ラッセルも又、年少者の労働時間をその力量相應に制限することは、議會のとするべき正當な目的であり、審議の速かならんことを要望した。法案は委員會を通過し、五月三日、一五一票對五八票で下院を、間もなく上院をそれぞれ通過した。十時間法、正式には、"the Act to limit the Hours of Labour of Young Persons and Females in Factories" は、一八四七年六月八日女王の同意を得てここに最終的に成立をみたのである。

その内容は三三年、四四年の兩法律を修正する若干の規定を有するに過ぎない頗る簡潔なものである。

(1) 一八四七年七月一日以降、一八三三年法に列擧する工場に使用される一八歳以下の者の労働時間を、一日一時間、一週六三時間に制限する。右の制限は、一八四八年五月一日以降、一日一〇時間、一週五八時間に引上げる。

(2) 一八歳以下の者に課せられる制限は、婦人労働者に對しても適用する。

(3) この法律は、一八三三年法、一八四四年法と一體をなすもので、これら二つの法律との關連において解釋されるべきである。

### 【二】交替制と一八五〇年法・一八五三年法

一八四五年に始まり、四七年クライマックスに達した不況は、労働時間の短縮を招來し、十時間法の成立及び實施を容易なら

しめたと監督官は報告しているが、それにもかかわらず、十時間法に對する違反は直ちに開始された。違反の主要な形態はリレー制度であつた。「リレー制度を取締ることができなければ、労働時間の制限を實施することは不可能である」という趣旨の監督官の報告や、「この制度が實行される限り、十時間法は完全な欺瞞となるであらう」という労働者の主張(三〇二頁)は、四八年の景氣回復と共に増々強く繰返されねばならなかつた。労働者は、十時間法成立の際解體した agitation の機構を復活し、實際活動によつてこれを阻止する態勢を整えた。(交代制については、資本論第一卷に詳しい説明を得ることができるので、ここでは纏述することを避ける一筆者)。既に一八四四年法は、不正な交替制を防止するため、兒童及び年少者の労働時間は彼等のうち誰か一人が朝工場で労働を開始した時刻から起算すること、食事時間を一齊に與えること、毎日の労働開始及び終了時刻を揭示すること等を定めたのであるが、例えば、午前六時から八時迄、八時三〇分から一二時三〇分迄、午後一時三〇分から午後五時三〇分迄、計一〇時間を成年労働者と共に労働させるが如き仕組みは違法である、とする監督官の解釋に對して、工場主は、一〇時間を超えぬ限り、午前五時三〇分から午後八時三〇分迄の一五時間中任意の時間に使用することは合法的である、との立場をとつた。治安判事は後者の立場を支持し、監督官の訴追に對して無罪をもつて答えた。かくて監督

官は、リレー制度と労働時間制限法とは兩立し得ず、全く擇一の關係にあると確信せざるを得なかつたのである。監督官は斷えず警告を發した。グレイは、法の修正による以外には問題は解決し得ないと考え、草案起草に着手したが、その間にも情勢は刻々悪化し、治安判事が告訴を却下する事件が頻發した。監督官は訴追を斷念した。

現行制度の下で問題を解決する唯一の方法として殘された道は、リレー制度を違法とする高等裁判所の判決を得ることである。然しテスト・ケースと目された *Ryder v. Mills* 事件の判決は監督官の主張を斥けた。一八四四年一四七年法は、婦人及び年少者を午前五時三〇分から午後八時三〇分迄の間において一〇時間以上労働せしめることを禁じ、全ての者の労働時間は彼等のうちの最初の者が労働を始めた時から起算するべきこと一時間半の食事時間を一齊に與えるべきことを規定するに過ぎず、他に何等の制限も課していない。従つて年少者は上記制限の範圍内に於いて、一五時間の至ての間雇傭されようと、或はそれより少く雇傭されようと、或は更にその間適宜に休憩時間をおいて雇傭されようと全く自由である、というのである。かくして、リレー制度の問題は、立法政策的に解決する以外に方法がないことが最終的に確定されるに至つた。

問題は再び立法闘争の場に歸る。フィールデンの死と時を同じうして、アッシュレーは、一八四七年七月議會に復歸した。

彼は早速運動を開始し、時間短縮委員會に、十時間労働日の權利を擁護し、リレー制度を絶滅せしめるために直ちに立ち上るよう要請した。一八五〇年三月彼は、四四年法の既述の規定を、「彼等のうちの誰かが最初に労働を始めたときから引續いて計算する」よう修正する提案を行つた。だがこの修正によつても、リレー制度が確實に防止され得るかどうかは甚だ疑問とされねばならなかつた。その時、タイムス紙上に一つの提案が現れた。「製造者」から送られたこの提案は、正に「標準労働日」を示唆するものであつて、年少者及び婦人を午前六時以前、午後六時以後労働せしめることを禁じ、食事時間を一日一時間半とし、土曜日の労働は午後二時迄、その間三〇分の食事時間を與えること、結局一日平均一〇時間、一週六〇時間制を骨子とする。「標準労働日」即ち法定労働時間と法定雇傭期間とを一致させることにより、全労働者の労働時間に uniformity を與えようとする試みの最初の具體的な提案はかくして「製造業者」からなされたのである。(尤もサウダは、リレー制度の解決が one uniform set of hours 以外にあり得ないことを早くから主張していた。然し彼は、その具體的方法について提案する勇氣を欠いていた。但し、右の提案は、現行の週五八時間制に對し、二時間増の週六〇時間制を條件としてすることに注意しなればならない。「標準労働日」も、工場主に對しては何等かの讓歩なくして成立し得ないということである。このこ

とを最も早く察知したのは、「政治家としての」——かつての如き「非實際的」な彼ではなくて、——アッシュレーであった。政府の意圖が右の提案同様の法案を提出することに傾いていることを知つた彼は、反對によつて問題の解決の遷延するのを恐れ、政府の提案を受諾するよう勸告する有名な書簡を、「ランカンナー・ヨークシャー・時間短縮委員會」に送つてゐる。この書簡は、勞働者から前例のない「怒りの嵐」の中に迎えられた。時間短縮委員會は、十時勞働日の原則に對する一切の妥協を拒否し、他方リレー制度を禁止するという原則を固執した。然し彼等は他に何等具體的方法を明確にし得なかつたのである。そしてただアッシュレーの行爲を非難するに止つた。アッシュレーの努力と功績は忘却され、今や彼は「裏切者」となつた。

五月一三日に政府案が公表された。この法案は、勞働時間に對する讓歩の上に、保護對象から兒童を除外するという一層重要な讓歩を含むものであり、アッシュレーがその中に兒童を含ませようとして再三努力したにもかかわらず、遂に議會を通過した。

the Act to amend the Acts relating to Labour in Factories, of the content.

(1) 一八三三年、四四年、四七年各法律の中で、年少者、一八歳以上の婦人勞働者の勞働時間を制限する規定は廢止する。そして爾後、これらの者を午前六時以前、午後六時以後使用することを禁止する。但し九月三〇日—四月一日の間、監督官に

所要の届出をなした上で、彼等を午前七時から午後七時迄の間(但し土曜日を除く)勞働せしめることができる。

(2) 絹糸のまきつけ、繰糸にのみ使用せられる兒童で、一歳を越したことを證明する醫師の證明書を有する者は、年少者と同様に使用することができる。

かくて兒童のみは依然としてリレー制度の脅威の下にさらされることとなつた。然し、「妥協法」(Compromise Act)——一部の勞働者は右の法律をこう呼んだ——に對する反感は、全ての勞働者の感情を示すものではなかつたといわれる。リレー制度の廢止は、彼等に非常な歡喜を湧かし得たし、大多數の者が雇主の讓歩に満足する意を表明する状態である、と監督官は報告した。それにもかかわらず、ステュアートの死後監督官に任命された John Kincaid は、標準勞働日から兒童を除外したことが、特にスコットランド南部の羊毛工場において重要な影響を及ぼしてゐる、と警告せざるを得なかつたのである。多くの地域で、工場主は、年少者及び婦人の勞働が終了したあと、兒童を成年勞働者と共に夜の八時三〇分迄勞働せしめてゐることが明かにされた。一八五三年、J. M. Cobet は、兒童、年少者及び婦人の勞働時間を一〇時間に制限し、然も兒童を午前六時から午後六時迄の間でのみ使用することを認める修正案を提案したとき、内相 Peel 氏は、婦人及び年少者の勞働時間を更に減少せしめる提案に同意することはできないが、兒童に標準勞働日の制度を適用する法案を提出する用意があることを言明した。間

もなく政府の法案が提出され、それは同年八月に議會を通過した。同法は、前文と、四箇條の條文から成り、兒童は、午前六時から午後六時迄の間でのみ使用し得ること、但し一八五〇年法に定める條件に従う場合は、午前七時から午後七時迄の間労働せしめ得ることを定めるものであつた。

### 【三】若干の結語

著者は、標準労働日の重要性和半世紀の間に達成された工場法改革の成果を指摘して、本書の敘述を終つてゐる。著者によれば、標準労働日の原則の重要性は次の二點に求められねばならない。第一には標準労働日の一般的な效果に關するものであつて、それは、労働時間の制限に對する抜け道を一切封じたことである。第二には、標準労働日が行政に與へた影響である。被保護者を労働せしめ得る時間以上に機械が運轉せしめられてゐる限り、監督官は違反の摘發のために全精力を消耗しなければならぬ。標準労働日は決して違反の可能性を自己を阻止し得るものではないが、超加労働を發見することを比較的簡單ならしめ、ために監督官は、より重要な職務に對して多くの時間を使用することが出来るようになった。

「一八五三年法は、工場法史上に於ける一時代の終焉を畫する」(三七頁)。過去五〇年間に果して何が達成されたか。著者はこれに對して次のように答える。最も顯著な成果は、高度に自由主義的競争に依存する社會において自己を保護し得ない人々を保護するために、労働關係に干渉すること(或は支配

統制を加えることといひ直してもよい)——これが國家の權利であり、義務であるという原則」が確立されたことである。と。そして殘されたものは、確立された原則の適用と擴大の問題である。主要織物業以外に、法の干渉外におかれた廣汎な分野が存在している。健康安全に關する措置は、極めて初歩的かつ不完全である。「然し、……基礎は立派に確立されていた。そして半世紀の間に極めて徐々にかつ困難な道を通つて發展して來た産業統制に關する基礎的な諸原理は、甚だ融通性に富みかつ普遍的な適用可能性を有するものであつて、それが將來の廣汎な發展のための基礎として役立つことは明かであつた」。(三八頁)。

工場法史半世紀の成果を顧みるに當つて、我々は更に今一つの事實に注目しなければならないであらう。それは、過去の労働時間制限法が少くも婦人労働者を除く成年労働者の労働時間について完全な沈黙を守つたことである。工場主が如何に主張しようとも、十時間派の成年労働者に對する考えは、ペンサム派のそれと一致する。これは又、著者がたどつた半世紀における支配的な社會思潮の歸結する所でもある。然も、「社會的弱者」に加えられた保護が、漸て「社會的强者」によつて擔われざるを得ないこと、この社會の底流を感得せしめ、工場立法の將來を確信をきつて豫測せしめるという課題に對しても本書は十分その役を果しているといふことができる。

—一九五一・九・一五—